

主張 会員の生活と経営をささえる協会の「共済制度」

今次診療報酬改定率1.36%は、消費税増税補填分を除くとマイナス1.26%となった。医療費が消費税の課税対象から除外されるという仕組みのなかで、仕入れ（薬、材料、医療機器、診療所の改修、建築費など）に係る消費税は、最終消費者として医療機関が負担している。国民の生活費への負担増がさらなる受診抑制につながることを危惧している。

保険医協会（共済会）では、会員の先生方に、少ない経費で万一の保障と将来への備えになる共済制度を利用していただき、保険医の生活と経営の安定に寄与したいと考えている。

現在は春、秋、冬の年3回、申し込みを受け付けている「保険医休業保障共済保険」は、保険業法再改定時に法人（「一般社団法人 全国保険医休業保障共済会」）を設立。非営利の良さを維持しつつ、財務的にもより長期的な健全運営に見通しを持った制度として全面的にスタートした。休保制度は加入時から満期までの契約期間で休業リスクに対応するので、掛金は加入時の金額のまま上がらない。一般論で保険は長期間保険料を払い、保障を受けることとなるので、不動産の次に高額な買い物とされているが、月額保険料と1日あたりの保障額だけを見て判断するのではなく、保障を必要とする期間と保険料総額を見据えて判断されることをお勧めしたい。

保険医年金は、1968年に会員の老後保障を目的として創設された、日本有数の規模を誇る私的年金である。他に類を見ない自在性をもち、柔軟性、安定性を兼ね備えた制度は5万人超の会員が利用している。月々、負担の許す範囲で積み立てる「月払」と、加入時のみ払い込む「一時払」があり、それらを併用することもできる。口数単位で増減でき、加入5年以上たてば、いつでも一時金と4種類の年金から受給方法を選択して受け取ることができる。一時的に負担を減らしたいときには、中断・再開制度もある。2012年度は予定利率1.259%に上乗せ配当を加えて1.390%となり、スケールメリットを生かした低廉な手数料、委託生保7社での安定運営と、魅力溢れる制度となっている。

そしてグループ保険は、なくてはならない万一の備えとしてご加入をお勧めしたい。団体契約なので保険料を安く抑えることができ、期間が1年の自動更新のため、保険の見直しにも最適である。毎年の収支計算で余剰金が出た場合は配当としてお返ししており、2013年度の配当金は56.5%となった。

厳しい今、リスクマネジメントに頭を悩ませている先生も多い。保険医協会の点数改定や請求事務の相談事業と併せて、“会員のための共済制度”を最大限活用されてはどうだろうか。**休業保障共済保険、保険医年金、グループ保険の3つを組み合わせることで、コスト対策と将来への備えがクリアできる。** 医院経営の将来に不安を残す今、保険医協会の共済制度を活用しない手はない。